

次のとおり、「新居浜市建設工事指名停止措置要綱」に基づき、指名停止を行いました。

1 指名停止業者

新居浜市惣開町5番2号

住友重機械搬送システム（株）新居浜事業所

2 指名停止理由

住友重機械搬送システム（株）は、特定地下式P S設置工事において、遅くとも平成29年7月13日以降、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

3 指名停止期間

令和7年5月12日から令和7年8月11日まで（3か月間）